委託仕様書

1　件名

令和８年度機密文書一括再資源化処理業務委託

2　目的

発注者の機密文書（紙）を機密性の確保に努めたうえで処分（機密情報の除去）し、紙資源を再資源化することを目的とする。

3　契約期間

契約締結日から令和９年３月３１日まで

4　収集場所、収集時期及び年間予定排出量

別表のとおり。

各施設につき、年１～３回程度で、実施回数や実施時期は契約後、各収集場所担当者と協議し、決定すること。

なお、予定排出量は見込みであるため、増減の可能性がある。

5　業務内容

本業務にあたり、機密文書とは、文書類、帳簿類、カード類、台帳類、その他非公開の書類（感熱紙、カーボン紙・ノーカーボン紙、写真等を含む場合がある）をいう。

受注者は業務の履行に当たり、次の各号に掲げる事項を行う。

（１）発注者各収集場所担当者の指定する期日及び場所において、ダンボール箱に収納された機密文書を収集し、処理施設まで運搬する。

（２）処理施設にて、あらかじめ発注者に届出を行った処分方法による処分を行う。

（３）処分された紙資源は、再資源化事業者に引き渡すなど、確実に再資源化されるよう措置すること。

6　業務履行の際の遵守事項

（１）業務全般

ア　業務の遂行にあたっては、文書の機密性を十分に認識し、情報漏えい等の事故がないよう万全の体制で実施すること。

イ　廃棄物の処理及びリサイクルに係る関係法令を遵守すること。

（２）契約締結時

ア　作業計画書として、機密文書の処分方法及び再資源化処理までの流れ等についてあらかじめ発注者に届出を行い、その承認を得ること。届出の書式は、双方協議のうえ決定すること。

イ　個人情報取扱特記事項に係る必要書類を提出すること。

ウ　受注者に協力会社がいる場合、協力会社関係書類を添えて、発注者に申し出のうえ承諾を得ること。

（３）収集及び運搬

ア　受注者は、各収集場所担当者と事前に収集日時、場所及び予定排出量等について協議し、業務に必要な作業員及び収集運搬用車両を確保すること。

イ　収集は、本市職員が台車等で指定場所まで運び、収集場所担当者立会いのもと受注者職員が車両へ積み込むものとする。積み込みの際に、双方で数量（箱数）を確認する。

ウ　機密文書の運搬には、文書の散逸及び盗難防止のため、箱型で荷室の扉が施錠可能である専用運搬車を使用すること。

（４）処分

ア　処分にあたって、機密保持に十分留意し、管理者の注意をもって行うこと。また、業務の遂行に際して知り得た秘密を第三者に漏らさないこと。

イ　収集した機密文書は発注者に届け出た方法により速やかに処分を行い、受注者の責任において収集日を含め５日以内に再資源化を完了すること。収集日当日中の処分ができない場合、自社又は市に届け出ているISO/IEC 27001認証を取得している施設において、第三者の侵入が不可能かつ監視カメラ等で収集した機密文書の保管状態を常時確認できる環境下で保管すること。

ウ　受注者の定める禁忌品の混入について事前に申し出等がある場合など、個別の対応が必要なものについては、別途協議とする。

７　契約方法、成果物及び委託料の支払い

（１）業務に係る委託料は、１㎏当たりの単価契約とする。

（２）契約約款に定める成果物は、以下の各種書類とし、業務実施後、速やかに各収集場所担当者に提出すること。各種書式は双方協議のうえ、決定すること。

ア　以下、履行確認を証する写真（日付入り、ＰＤＦファイルでデータ提出）

（ア）積み込み完了時の荷台の状況

（イ）処理施設での積み降ろし開始時の荷台の状況

（ウ）処分用設備に梱包された状態で投入されている様子

（エ）投入完了後の荷台の状況

イ　収集運搬物の受領書

収集日、収集場所及び引渡し箱数を記載した書面とする。

ウ　廃棄（再資源化）証明書

処理施設で処理を行った内容（数量（箱数及び重量）／収集日／処分完了日／再資源化処理完了日等）を明示した書面とする

（３）委託料の支払いは、受注者が毎月末までに当該月実施分の成果物を発注者に提出し、発注者による検査に合格したときに委託料を請求できるものとする。発注者は請求書を受領した日から30日以内に支払いを行う。

８　その他

（１）本市は、事前連絡の有無を問わず、指定する職員をこの業務に立ち会わせ、撮影させることができるものとする。

（２）本市は受注者に対し、必要に応じて、この業務の履行を撮影した映像等を提出させることがある。

（過去実績）

令和7年度機密文書処理実績（重量：単位ｋｇ）

年	月	本庁	健康支援課	保健所	環保研	中央・美浜土木	花見川・稲毛土木	若葉土木	緑土木	中央区	花見川区	稲毛区	若葉区	緑区	美浜区	消防署	合計
2025	4月																0
2025	5月																0
2025	6月																0
2025	7月						513										513
2025	8月																0
2025	9月								1,250								1,250
2025	10月					1,900											1,900
2025	11月							910		10,250							11,160
2025	12月	7,935															7,935
2026	1月											12,878					12,878
2026	2月			3,325			541				11,118		6,680	12,140			33,804
2026	3月	12,810	2,040		342	945		2,352	440	10,185		2,116	16,040		19,850	10,405	77,525
	合計	20,745	2,040	3,325	342	2,845	1,054	3,262	1,690	20,435	11,118	14,994	22,720	12,140	19,850	10,405	146,965

※令和８年度の変更点

本庁：年３回程度、環境保健研究所：年２回程度、花見川・稲毛土木事務所：年３回程度、地方卸売市場：年１回程度、美浜区役所：年２回程度とする予定。

そのほかの施設については、例年通りの予定。